

第 8 回蒲郡市地域公共交通会議 議事録

- | | | | |
|---|-----|-------------------------|---------------------------------|
| 1 | 日時 | 平成26年6月19日(木) 午後2時～午後3時 | |
| 2 | 場所 | 蒲郡市役所 本館 303会議室 | |
| 3 | 出席者 | 委員 | 愛知工科大学自動車短期大学自動車工業学科教授 橋本孝明 |
| | | 委員 | 名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授 松本幸正 (欠席) |
| | | 委員 | 愛知運輸支局 後藤英丸 |
| | | 委員 | 愛知県交通対策課 古橋昭 |
| | | | (代理 尾崎弘幸) |
| | | 委員 | 総代連合会会長 大場克海 |
| | | 委員 | 総代連合会副会長 成瀬正明 |
| | | 委員 | 総代連合会副会長 天野忠則 |
| | | 委員 | 蒲郡市身体障害者福祉協会 原田ます子 |
| | | 委員 | 蒲郡市老人クラブ連合会 市川紀子 |
| | | 委員 | 蒲郡市社会福祉協議会 金原久雄 |
| | | 委員 | 蒲郡市小中学校PTA連絡協議会 林明子 |
| | | 委員 | 蒲郡商工会議所 小池高弘 |
| | | | (代理 佐藤康彦) |
| | | 委員 | 蒲郡市観光協会 杉山和弘 |
| | | | (代理 遠山憲章) |
| | | 委員 | 名鉄バス東部株式会社 富田尚之 |
| | | 委員 | 豊鉄タクシー株式会社 小川健司 |
| | | 委員 | 株式会社かね一自動車 石田寛 |
| | | 委員 | 公益社団法人愛知県バス協会 古田寛 |
| | | 委員 | 愛知県タクシー協会 山田透 (欠席) |
| | | 委員 | 愛知県交通運輸産業労働組合協議会 小林宏 (欠席) |
| | | 委員 | 愛知県蒲郡警察署 中野義久 |
| | | 委員 | 東三河建設事務所 大谷光司 |
| | | | (代理 荘田末雄) |
| | | 委員 | 蒲郡市長 稲葉正吉 |
| | | 委員 | 蒲郡市総務部長 井澤勝明 |
| | | 委員 | 蒲郡市企画部長 大原義文 |
| | | 委員 | 蒲郡市市民福祉部長 鈴木富次 |
| | | 委員 | 蒲郡市建設部長 野澤伸天 |
| | | 委員 | 蒲郡市産業環境部長 荒島祐子 |
| | | 委員 | 蒲郡市都市開発部長 壁谷仁輔 |
| | | 事務局 | 蒲郡市安全安心課長 藤川弘行 |
| | | | 蒲郡市安全安心課長補佐 竹下暁 |

蒲郡市安全安心課主事
オブザーバー 名古屋鉄道株式会社
連携計画推進事業受託事業者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会
社 1名

足立昌平

山口孝治

4 傍聴人 3人

5 議題

(1) あいさつ

6 報告事項

(1) 平成25年度公共交通の状況について・・・・・・・・・・【資料1-1～1-3】

(2) 蒲郡市地域公共交通総合連携計画推進状況について・・・・・・・・【資料2-1～2-2】

7 協議事項

(1) 平成25年度蒲郡市地域公共交通会議決算について・・・・・・・・・・【資料3-1】

(2) 交通空白地解消のための実験的取組等におけるモデル地区の選定について【資料3-2】

(3) 委員の追加について

8 その他

9 議事内容

(1) 開会

・ 開始時点で出席委員が24名であり、定足数に達しているため、蒲郡市地域公共交通会議設置要綱第7条第2項の規定により会議が成立すること、本日の会議が公開となっており傍聴人がいること及びオブザーバーとして名古屋鉄道株式会社、連携計画推進事業受託事業者として三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に参加していただいていることが事務局より報告された。

(2) 議題

ア あいさつ

・ 蒲郡市長、稲葉正吉より今回の会議は、通算で8回目であるが平成26年度の1回目の地域公共交通会議である。今年度からは、地域公共交通総合連携計画に基づいた事業について協議を進めていく。本日は、報告事項2点、協議事項3点を予定しているが、それぞれの分野から忌憚のないご意見を出していただきたいとの挨拶があった。

(4) 報告事項

ア 平成25年度公共交通の状況について、事務局より(ア) 路線バスについて、(イ) 高齢者割引タクシーチケットについて、(ウ) 名鉄・西尾蒲郡線について、資料1-1から資料1-3に基づいて報告された。

[質疑]

(委員)

・ 資料1-2、タクシーチケット状況の平成22年の一人当たり最大補助金額が大きい理由は何か。

(事務局)

- ・ 現在は、1人当たりの利用枚数制限を100枚までとしているが、平成22年時点は枚数制限をしていなかったため、突出した利用があった。

(委員)

- ・ タクシーチケットの割引条件を再確認したい。

(事務局)

- ・ 対象は、70歳以上の蒲郡市内居住者。利用料3割引で市が2割、事業者が1割負担。市の割引は最大1,000円までとしている。

イ 蒲郡市地域公共交通総合連携計画推進状況について、事務局より(7) 蒲郡市地域バス協議会について、(イ)公共交通の利用を促す働きかけ活動の実施について、資料2-1、資料2-2に基づいて報告された。

[質疑]

(委員)

- ・ 資料2-1について、事業変更のスケジュールを教えて欲しい。

(事務局)

- ・ 6月に第1回地域バス協議会を実施。9月まで2回程度の協議会開催を予定。10月ごろ開催予定の次回地域公共交通会議で変更案を報告予定。
- ・ 事業者と調整して平成27年4月1日に変更できるように進めたい。

(5) 協議事項

- ・ 議長より本日の議事録署名人として2名の委員が指名された。

ア 平成25年度蒲郡市地域公共交通会議決算について

- ・ 事務局より資料3-1に基づく説明、監事代表1名から監査報告が行われ、全会一致で承認された。

[質疑]

なし

イ 交通空白地解消のための実験的取組等におけるモデル地区の選定について

- ・ 事務局より資料3-2に基づく説明が行われ、全会一致で承認された。

(委員)

- ・ 形原地区では、以前より検討会を設置し交通問題について協議していた。その際に、市長への要望も提出していた。
- ・ 地域公共交通総合連携計画の策定の中でモデル地区を選定し検討することとなり、これまでの検討組織を改め、形原地区公共交通協議会として、モデル地区にして欲しいという要望書を提出することとした。フィーダ一路線の運行、利用促進についてできるだけ協力をするとして要望書を提出した。
- ・ 既に2回の会議を開催し、地域の関心も高まっている。今回は、地図にルート案を書き込み、現場の試走も行った。
- ・ 是非、モデル地区に選定していただきたい。

(事務局)

- ・ 形原地区は、熱意をもって取組んでいただいている。
- ・ 他の地域については、総代会連合会の総会等で、地域公共交通総合連携計画の説明をさせていただいたが、他の地区からの返答は今のところ特に無い。
- ・ 形原地区については、事業推進、利用促進の協力もいただけることになっていることをふまえて、モデル地区に選定したい。

[質 疑]

(委 員)

- ・ 6月17日の協議会では、A・Bコースといったルート案を検討した。AとBを足したコースも想定した。
- ・ 市の予算を示してもらえないと議論が進まない。予算面から、ルートは確保し、便、運行日を減らすなどの対応で調整できればと思う。

(委 員)

- ・ ここでの協議は、形原地区をモデル地区とすることか、ルートの内容について協議するのか。

(委 員)

- ・ 本日は、形原地区をモデル地区として選定してよいか協議したい。

(委 員)

- ・ 資料説明の中で国庫補助金を活用したいとの説明があった。補助金対象とするには、補助要綱の条件をクリアする必要がある。例えば、事業者を選定するには、競争性のある選定方法で選ぶ必要があり、また、停留所は警察との調整、愛知運輸支局とは道路運送法に基づく手続きなどの調整も必要。
- ・ 事業化を4月1日で想定するのであれば、できるだけ前倒しでの調整をお願いしたい。

ウ 委員の追加について

- ・ 事務局より説明が行われ、全会一致で承認された。

(事務局)

- ・ 形原地区公共交通協議会において会長、副会長、事務局長が選任されている。
- ・ 事務局長は互選により選定されており、継続的な協議ができるように、また、蒲郡市地域公共交通会議等で報告対応できるように、円滑な対応をするために事務局長が選任されている。
- ・ 形原地区公共交通協議会は、モデル地区として先行的に取り組んでいることもあり、事務局長を交通会議の委員とすることについて協議いただきたい。
- ・ 今後、他の地域協議組織が立ち上がった場合には、オブザーバーとして参加していただくことを考えている。

[質 疑]

(委 員)

- ・ 形原地区の総代会長は今年で交代することになる。毎年、総代会長が交代することで、この交通会議に参加する委員も変わるようになる。

- ・形原地区の事業は今年から3カ年の検討が重要で、継続して熱心に協議できるようにするために、事務局長を互選で決めた。
- ・形原地区の検討がスムーズにできるように、ぜひとも事務局長の席を確保できるようにお願いしたい。

(4) その他

(委員)

- ・地域公共交通総合連携計画の根拠となっている地域公共交通活性化・再生法があり、この法律の一部が5月21日に改正された。法律の施行は半年先となる。
- ・地域公共交通総合連携計画というタイトルは、地域公共交通網形成計画に変わることとなっている。まちづくりと連動した計画とするように変わる。7月17日にこの法改正について説明会をする予定であり、事務局には参加いただきたい。

(事務局)

- ・昨年度の調査事業で、旅館宿泊客送迎バスの活用可能性について検討を行った。
- ・協力を頂いた企画推進委員会にて、5月30日に、地域公共交通総合連携計画の報告と、協力のお礼、引き続きご協力をお願いをさせていただいた。
- ・次回の地域公共交通会議の開催は10月頃を予定との連絡を行い会議は終了した。